

都道府県労働局 御担当者各位

消費者庁 参事官（公益通報・協働担当）室  
公益通報者保護制度担当

### 個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会に対する御説明について

令和2年に改正された公益通報者保護法については、令和4年6月1日の施行を予定しております。公益通報者保護制度の円滑・適切な運用と実効性の向上を図るため、この度、改正公益通報者保護法に関する事項について、消費者庁より書面をもって御説明いたします。

公益通報者保護法は広く「事業者」に適用される法律であり、関係行政機関の協力を得つつ運用し、公益通報者保護の一層の実効性確保の必要があるところ、その一環として、公益通報に関する紛争解決も取り扱う各機関に対して制度改正周知をする機会として、個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会を活用させていただければと考えております。

#### 記

##### 1. 令和2年改正の概要

令和2年に公益通報者保護法が改正され、①事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく、②行政機関等への通報を行いやすく、③通報者がより保護されやすく、との観点からの改正がなされました（別紙）。

①の観点から、改正後の公益通報者保護法では、事業者に対し、内部通報に適切に対応するため必要な体制の整備等（窓口設定、調査・是正措置、刑事罰の対象となる従事者の指定等）が義務付けられることとなります。具体的な義務の内容は指針で定めることとされているところ、令和3年8月に指針（告示）が策定され、令和3年10月、同指針の解説を公表しております。

また、②の観点から、現行法下においても公益通報を受けた行政機関は、必要な調査を行い、法令違反の事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとることとされているところ、改正後の公益通報者保護法では、行政機関に対し、現行法上の義務に加え、通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他必要な措置をとることが新たに義務付けられることとなります。

また、③の観点から、保護の対象となる者や保護の対象となる公益通報の範囲等が拡大（退職者の追加、通報対象事実に行政罰を追加等）されることとなります。

##### 2. 資料

詳細については、添付「御説明資料」  
を御参照ください。

#### 《本件に関する問合せ先》

消費者庁 参事官（公益通報・協働担当）室  
公益通報者保護制度担当

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館

電話：03-3507-9253

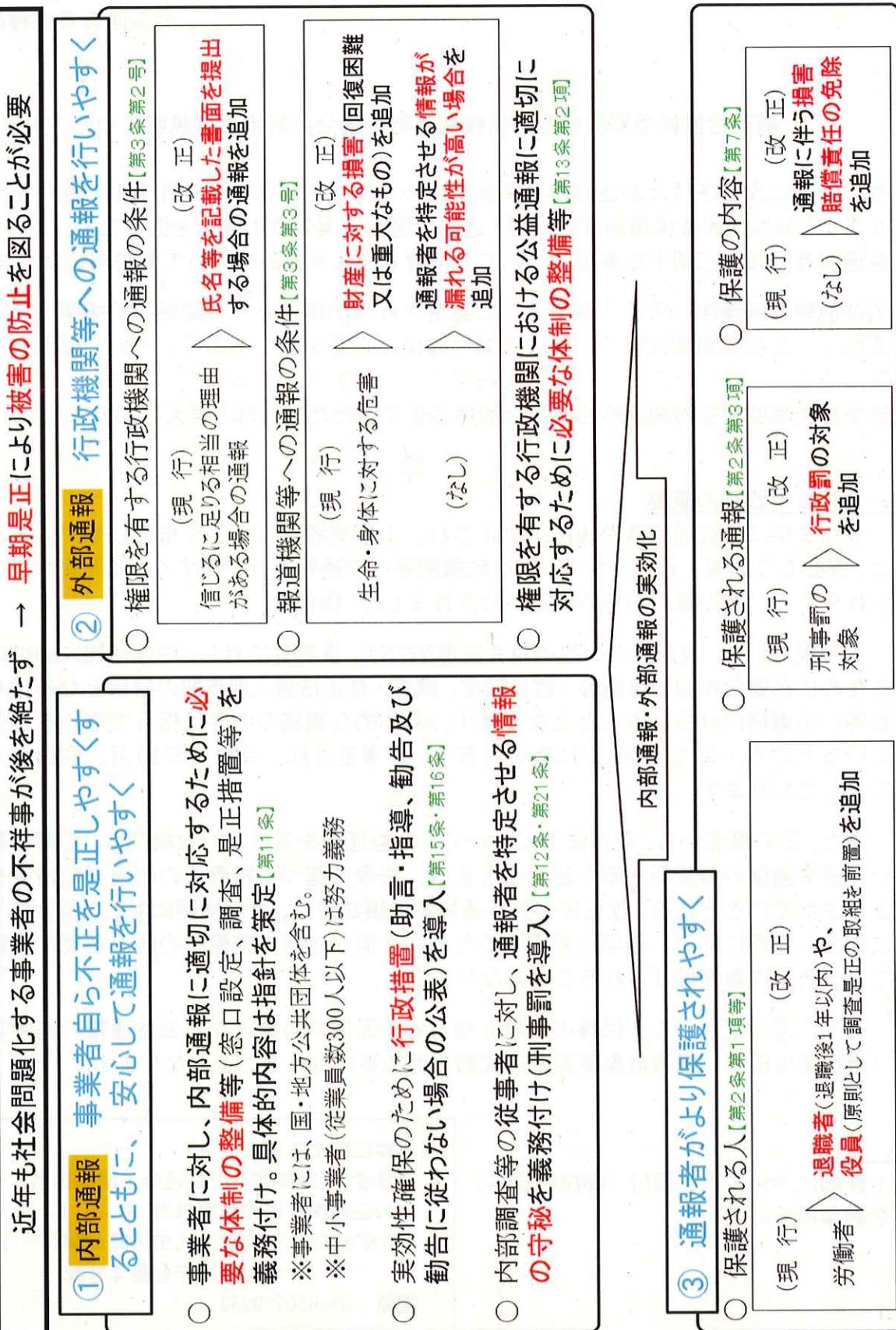


## 消費者庁 公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和2年法律第51号)

※令和4年6月1日施行予定

(別紙)

### 公益通報者保護法改正法の概要



\* 指針は、令和3年8月20日に公表(告示)。